

令 和 3 年
第 3 回 八 雲 町 議 會 定 例 会
議 題

開会 令和 3 年 9 月 9 日
閉会 令和 3 年 9 月 日

八 雲 町

個人情報の保護により議案の一部を「*」で表示しています。

令和3年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案	2	八雲町副町長定数条例の一部を改正する条例	
議案	3	八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例	
議案	4	八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案	6	八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	
議案	7	令和3年度八雲町一般会計補正予算（第5号）	
議案	8	令和3年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案	9	令和3年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）	
報告	1	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報告	2	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
質問	1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	
認定	1	令和2年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定	2	令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	3	令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	4	令和2年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	

議案第 1 号

八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例

(八雲町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の訂正等をする旨決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正等をした上、訂正請求者（情報提供等記録の訂正をする旨決定をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の訂正等をする旨決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正等をした上、訂正請求者（情報提供等記録の訂正をする旨決定をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、当該決定の内容を文書により通知しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町手数料徴収条例の一部改正)

第2条 八雲町手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第59号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	単位等	額	事務の種類	単位等	額
略	略	略	略	略	略

<u>31</u> 住民票の写しの広域交付に係る手数料	略	略		
<u>32</u> 個人番号カードの再交付に係る手数料	1 件につき	800 円		
<u>33</u> 農業委員会の行う土地の現況に関する証明手数料	略	略		
<u>34~54</u> 略	略	略		
備考			備考	
1 略			1 略	
2 <u>第 33 項の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であって農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては 1 件につき、1,400 円を加算した額をもって当該証明手数料とする。</u>			2 <u>第 32 項の農業委員会の行う土地の現況に関する証明であって農業委員会の委員が現地調査を要したものにあっては 1 件につき、1,400 円を加算した額をもって当該証明手数料とする。</u>	
3 略			3 略	
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町副町長定数条例の一部を改正する条例

八雲町副町長定数条例（平成17年八雲町条例第162号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条 第2項の規定に基づき、副町長の定数を <u>2人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条 第2項の規定に基づき、副町長の定数を <u>1人</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和3年11月17日から施行する。

令和3年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 3 号

八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。）をした者（町内において事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で、町長が認めるものに限る。）について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税免除をする。

（1） 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあっては2,000万円とする。）

（2） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、なお、従前の例による。

(八雲町設備投資促進条例の一部改正)

3 八雲町設備投資促進条例(平成31年八雲町条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(奨励金)</p> <p>第7条 町長は指定事業者に対し、固定資産税相当額の5分の1を限度として、当該固定資産税が最初に賦課された年度から4年間、予算の範囲内において奨励金を交付する。ただし、当該立地等が<u>過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例</u>(平成17年八雲町条例第57号)及び八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例(平成17年八雲町条例第56号)、町税条例附則第10条の2に規定する課税標準の特例割合の適用を受けるものについては、その適用期間においては除くものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(奨励金)</p> <p>第7条 町長は指定事業者に対し、固定資産税相当額の5分の1を限度として、当該固定資産税が最初に賦課された年度から4年間、予算の範囲内において奨励金を交付する。ただし、当該立地等が<u>八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>(令和3年八雲町条例第1号)及び八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例(平成17年八雲町条例第56号)、町税条例附則第10条の2に規定する課税標準の特例割合の適用を受けるものについては、その適用期間においては除くものとする。</p> <p>2～4 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

令和3年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
附則	附則
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで <u>並びに附則第3項</u> において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(居宅訪問型保育事業)	(居宅訪問型保育事業)
第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。	第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等を	(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等を

いう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

いう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

(準用)

第48条 略

(準用)

第48条 略

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例（平成25年八雲町条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 歩道等（第3条～第10条）	<u>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条～第10条）</u>
第3章 立体横断施設（第11条～第16条）	<u>第3章 立体横断施設の構造（第11条～第16条）</u>
第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）	<u>第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）</u>
第5章 自動車駐車場（第19条～第29条）	<u>第5章 自動車駐車場の構造（第19条～第29条）</u>
<u>第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条～第34条）</u>	<u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条～第40条）</u>
附則	<u>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条～第45条）</u>
第2章 歩道等	附則
（歩道）	第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u>
第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。	（歩道）
（有効幅員）	第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、 <u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u> を除く。）には、歩道を設けるものとする。
第4条 略	（有効幅員）
2 略	第4条 略
	3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、八雲町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年八雲町条例第12号。次項において「条例」という。）第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u>
	4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、条例第43条</u>

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等に排水施設を設ける場合は、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。

第3章 立体横断施設

第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」といふ。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができるものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水施設を設ける場合は、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 略
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 及び (4) 略
- (5) 篠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 及び (7) 略
- (8) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) ~ (12) 略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 略
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 及び (4) 略
- (5) 篠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 及び (7) 略
- (8) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) ~ (12) 略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) ~ (10) 略

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

第29条 略

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) ~ (10) 略

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

第29条 略

第6章 旅客特定車両停留施設の構造 (通路)

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができます。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過

できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用するこ^トにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 路面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造と

すること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができます。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するため

の鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上すること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、

複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、その

うち 1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち 1以上は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
- (ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち 1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。た

第6章 略
(案内標識)
第30条 略

2 略

だし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

- 第7章 略
(案内標識)
- 第41条 略
- 2 略
- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他 の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4及び5 略

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適當な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(休憩施設)

第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適當な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間

(照明施設)

第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設け

における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第34条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

るものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、なお従前の例による。

令和3年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 7 号

令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度八雲町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 104,881 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,053,009 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 地方交付税		4,852,656	26,509	4,879,165
	1 地方交付税	4,852,656	26,509	4,879,165
15 国庫支出金		1,110,051	32,416	1,142,467
	1 国庫負担金	771,773	659	772,432
	2 国庫補助金	333,044	31,757	364,801
16 道支出金		709,635	26,410	736,045
	2 道補助金	224,144	26,410	250,554
20 繰越金		85,131	9,558	94,689
	1 繰越金	85,131	9,558	94,689
21 諸収入		399,672	9,988	409,660
	5 雜入	85,272	9,988	95,260
歳 入 合 計		14,948,128	104,881	15,053,009

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,604,101	千円 6,638	千円 2,610,739
	1 総務管理費	2,489,668	6,638	2,496,306
3 民生費		2,444,602	7,969	2,452,571
	1 社会福祉費	1,506,743	3,925	1,510,668
	2 児童福祉費	937,859	4,044	941,903
4 衛生費		2,798,848	10,762	2,809,610
	1 保健衛生費	2,297,916	10,762	2,308,678
6 農林水産業費		872,499	21,402	893,901
	1 農業費	435,241	0	435,241
	2 林業費	169,988	8,302	178,290
	3 水産業費	267,270	13,100	280,370
7 商工費		400,167	43,068	443,235
	1 商工費	400,167	43,068	443,235
13 諸支出金		18,207	15,042	33,249
	1 諸費	18,207	15,042	33,249
歳 出 合 計		14,948,128	104,881	15,053,009

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	4,852,656	26,509	4,879,165
15 国庫支出金	1,110,051	32,416	1,142,467
16 道支出金	709,635	26,410	736,045
20 繰越金	85,131	9,558	94,689
21 諸収入	399,672	9,988	409,660
歳 入 合 計	14,948,128	104,881	15,053,009

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,604,101	6,638	2,610,739
3 民生費	2,444,602	7,969	2,452,571
4 衛生費	2,798,848	10,762	2,809,610
6 農林水産業費	872,499	21,402	893,901
7 商工費	400,167	43,068	443,235
13 諸支出金	18,207	15,042	33,249
歳 出 合 計	14,948,128	104,881	15,053,009

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
2,722	0	7,400	△3,484
5,568	0	0	2,401
10,762	0	0	0
21,600	0	△7,400	7,202
18,174	0	9,988	14,906
0	0	0	15,042
58,826	0	9,988	36,067

2 歳 入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 4,852,656	千円 26,509	千円 4,879,165
計	4,852,656	26,509	4,879,165

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	89,208	659	89,867
計	771,773	659	772,432

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	17,526	2,722	20,248
2 民生費国庫補助金	34,479	4,044	38,523
3 衛生費国庫補助金	43,577	6,817	50,394
7 商工費国庫補助金	18,467	18,174	36,641
計	333,044	31,757	364,801

16 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	73,138	1,524	74,662
3 衛生費道補助金	750	3,286	4,036
4 農林水産業費道補助金	113,726	21,600	135,326
計	224,144	26,410	250,554

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 26,509	普通交付税 千円 26,509

1 保健衛生費負担金	千円 659	感染症予防事業費等負担金 千円 659

1 総務管理費補助金	千円 2,722	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円 2,722
2 児童福祉費補助金	4,044	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,044
1 保健衛生費補助金	6,817	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 6,817
1 商工費補助金	18,174	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 18,174

1 社会福祉費補助金	千円 1,524	福祉振興事業交付金 千円 1,524
1 保健衛生費補助金	3,286	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 3,286
1 農業費補助金	1,100	新規作物導入検討事業交付金 1,100
3 水産業費補助金	20,500	漁業振興施設等整備事業交付金 20,500

20款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	85,131	9,558	94,689
計	85,131	9,558	94,689

21款 諸収入

5項 雜入

	千円	千円	千円
7 雜入	63,371	9,988	73,359
計	85,272	9,988	95,260

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 9,558	前年度繰越金
		千円 9,558

5 雜入	千円 9,988	地域再生可能エネルギー導入戦略策定事業補助金	千円 9,988

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				國道支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	千円 98,612	千円 2,722	千円 101,334	千円 2,722	千円		千円	千円	
2 企画調査費	140,512	1,936	142,448					1,936	
12 地域振興対策費	2,061,645	0	2,061,645				7,400	△7,400	
15 電算業務費	48,187	1,980	50,167					1,980	
計	2,489,668	6,638	2,496,306	2,722	0		7,400	△3,484	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

	千円 425,305	千円 1,909	千円 427,214	千円 1,524	千円	千円	千円 385
3 高齢者福祉費							
6 シルバープラザ管理費	38,999	2,016	41,015				2,016
計	1,506,743	3,925	1,510,668	1,524	0	0	2,401

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

	千円 21,508	千円 4,044	千円 25,552	千円 4,044	千円	千円	千円
3 くまいし保育園費							
計	937,859	4,044	941,903	4,044	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 1,007	消耗品費	千円 1,007
17 備品購入費	1,715	庁用備品購入費	1,715
18 負担金補助及び交付金	1,936	予約バス運行事業補助金	1,936
		財源内訳の変更 ふるさと応援寄附金奨励事業 (一般財源からその他特定財源へ7,400千円変更)	
12 委託料	1,980	ライン配信システム構築業務委託料	1,980

18 負担金補助及び交付金	千円 1,524	福祉車両購入事業補助金	千円 1,524
27 繰出金	385	介護保険事業特別会計繰出金	385
10 需用費	2,016	建物等修繕料	2,016

17 備品購入費	千円 4,044	庁用備品購入費	千円 4,044

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				國道支出金	地 方 債	そ の 他			
2 予防費	千円 211,704	千円 10,762	千円 222,466	千円 10,762	千円		千円	千円	
計	2,297,916	10,762	2,308,678	10,762	0		0	0	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円 46,900	千円 0	千円 46,900	千円 1,100	千円		千円	千円 △1,100
計	435,241	0	435,241	1,100	0		0	△1,100

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

3 町有林及び分収造林費	千円 70,894	千円 8,302	千円 79,196	千円	千円		千円	千円 8,302
計	169,988	8,302	178,290	0	0		0	8,302

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	千円 1,810	会計年度任用職員事務員報酬	千円 1,810
3 職員手当等	1,556	時間外勤務手当	1,556
4 共済費	624	社会保険料	624
8 旅費	4	会計年度任用職員事務員通勤旅費	4
10 需用費	1,117	消耗品費 印刷製本費	597 520
11 役務費	1,240	運搬料 電話料	1,128 112
13 使用料及び賃借料	607	電話機借上料 健康管理システム借上料 会場使用料	12 440 155
18 負担金補助及び交付金	3,804	予防接種健康被害救済措置負担金 医療従事者派遣事業交付金	518 3,286

	千円	千円
		財源内訳の変更 新規作物導入検討事業 (一般財源から道支出金へ1,100千円変更)

16 公有財産購入費	千円 8,302	新幹線建設工事発生土受入地購入費	千円 8,302

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 水産業振興費	千円 67,948	千円 13,100	千円 81,048	千円 13,100	千円		千円
4 漁業構造改善事業費	173,691	0	173,691	7,400		△7,400	
計	267,270	13,100	280,370	20,500	0	△7,400	0

7 款 商工費

1 項 商工費

	千円 261,905	千円 43,068	千円 304,973	千円 18,174	千円	千円 9,988	千円 14,906
2 商工振興費							
計	400,167	43,068	443,235	18,174	0	9,988	14,906

13 款 諸支出金

1 項 諸費

	千円 10,000	千円 15,042	千円 25,042	千円	千円	千円	千円 15,042
2 還付金及び返納金							
計	18,207	15,042	33,249	0	0	0	15,042

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 13,100	漁業振興設備等整備事業補助金 千円 13,100
		財源内訳の変更 熊石地域サーモン養殖試験事業 (その他特定財源から道支出金へ7,400千円変更)

10 需用費	千円 50	消耗品費 千円 50
11 役務費	30	新聞折込手数料 30
12 委託料	9,988	地域再生可能エネルギー導入戦略策定事業支援業務委託料 9,988
18 負担金補助及び交付金	33,000	感染症対策支援金 33,000
		財源内訳の変更 町内事業者経営安定支援事業 (国庫支出金から一般財源へ9,221千円変更) 新型コロナウイルス感染症対策宿泊助成事業 (国庫支出金から一般財源へ4,458千円変更)

22 債還金利子及び割引料	千円 15,042	障がい者医療費国庫負担金過年度分返還金 千円 3,055 障がい者医療費道負担金過年度分返還金 1,177 障がい者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金 4,293 障がい者自立支援給付費道負担金過年度分返還金 1,345 養育医療費国庫負担金過年度分返還金 182 児童手当国庫負担金過年度分返還金 422 障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金 799 障がい児入所給付費等道負担金過年度分返還金 1,106 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度分返還金 212 子育てのための施設等利用給付費道負担金過年度分返還金 106 子ども子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 1,293 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金過年度分返還金 378 保育対策総合支援事業費道補助金過年度分返還金 673 特別児童扶養手当事務費国庫委託金過年度分返還金 1

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総 括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(286) 238	350,217	860,101	656,595	1,866,913	513,171	2,380,084	
補 正 前	(286) 238	348,407	860,101	655,039	1,863,547	512,547	2,376,094	
比 較		1,810		1,556	3,366	624	3,990	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	28,842	31,529	86,966	17,818	612	3,771	25,014		236,581
	補正前	28,842	31,529	85,410	17,818	612	3,771	25,014		236,581
	比 較			1,556						
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	174,955	22,811	8,416	1,907	78		17,295		656,595
	補正前	174,955	22,811	8,416	1,907	78		17,295		655,039
	比 較									1,556

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(6) 238		860,101	587,386	1,447,487	452,098	1,899,585	
補 正 前	(6) 238		860,101	585,830	1,445,931	452,098	1,898,029	
比 較				1,556	1,556		1,556	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	28,842	31,529	86,966	17,818	612	3,771	25,014		197,839
	補正前	28,842	31,529	85,410	17,818	612	3,771	25,014		197,839
	比 較			1,556						
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	146,399	20,900	8,416	1,907	78		17,295		587,386
	補正前	146,399	20,900	8,416	1,907	78		17,295		585,830
	比 較									1,556

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(280)	350,217		69,209	419,426	61,073	480,499	
補正前	(280)	348,407		69,209	417,616	60,449	478,065	
比較		1,810			1,810	624	2,434	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後									38,742
	補正前									38,742
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿直手当	単身赴任手当	児童手当		合計
	補正後	28,556	1,911							69,209
	補正前	28,556	1,911							69,209
	比較									

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	1,810	その他の増減分	1,810 イ 会計年度任用職員 ・報酬 1,810	◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員 ・報酬 1,810
職員手当等	1,556	その他の増減分	1,556 ア 会計年度任用職員 以外の職員 ・時間外勤務手当 1,556	◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当 1,556
共済費	624	その他の増減分	624 イ 会計年度任用職員 ・社会保険料 624	◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員 ・社会保険料 624



議案第 8 号

令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,796 千円を追加
し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,909,538 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 470,165	千円 122	千円 470,287
	2 国庫補助金	171,837	122	171,959
5 支払基金交付金		480,066	351	480,417
	1 支払基金交付金	480,066	351	480,417
6 道支出金		283,574	93	283,667
	2 道補助金	13,775	93	13,868
8 繰入金		358,155	16,230	374,385
	1 一般会計繰入金	319,581	385	319,966
	2 基金繰入金	38,574	15,845	54,419
歳入	合計	1,892,742	16,796	1,909,538

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 13,358	千円 16,796	千円 30,154
	1 償還金及び還付加算金	408	16,796	17,204
歳出	合計	1,892,742	16,796	1,909,538

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	千円 470,165	千円 122	千円 470,287
5 支払基金交付金	480,066	351	480,417
6 道支出金	283,574	93	283,667
8 繙入金	358,155	16,230	374,385
歳入合計	1,892,742	16,796	1,909,538

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金	千円 13,358	千円 16,796	千円 30,154
歳出合計	1,892,742	16,796	1,909,538

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		
国 道 支 出 金	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	16,796
	0	0	0	16,796

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,504	122	7,626
計	171,837	122	171,959

5 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

	千円	千円	千円
2 地域支援事業支援交付金	8,104	351	8,455
計	480,066	351	480,417

6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,752	93	3,845
計	13,775	93	13,868

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	59,225	385	59,610
計	319,581	385	319,966

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	38,574	15,845	54,419
計	38,574	15,845	54,419

節		説明	
区分	金額		
2 過年度分	千円 122	過年度分	千円 122

2 過年度分	千円 351	過年度分	千円 351

2 過年度分	千円 93	過年度分	千円 93

2 事務費繰入金	千円 385	事務費繰入金	千円 385

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 15,845	介護給付費準備基金繰入金	千円 15,845

3 歳 出(保険事業勘定)

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
2 償還金	千円 8	千円 16,796	千円 16,804	千円	千円	千円	千円	千円 16,796	
計	408	16,796	17,204	0	0	0	0	16,796	

節		説 明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 16,796	介護給付費国庫負担金過年度分返還金 13,990
		介護給付費交付金過年度分返還金 1,596
		介護給付費道負担金過年度分返還金 411
		介護保険システム改修事業補助金過年度分返還金 384
		介護保険災害等臨時特例補助金過年度分返還金 415



議案第 9 号

令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収	入		
第 1 款 病院事業収益	6,624,558 千円	867,975 千円	7,492,533 千円
第 3 項 総合病院医業外収益	904,458 千円	867,975 千円	1,772,433 千円

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和3年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収益	3. 総合病院医業外収益		5,594,601	867,975	6,462,576			
			904,458	867,975	1,772,433			
		4. 補助金	41,391	867,975	909,366	道補助金	867,975	感染症病床確保促進事業補助金
収益合計			5,594,601	867,975	6,462,576			

令和3年度八雲町病院事業(総合病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	249, 206
減価償却費	352, 399
固定資産除却額	4, 895
長期前払消費税額償却	17, 666
医療従事者奨学資金返還債務の免除	3, 600
貸倒引当金の増減額	200
賞与引当金の増減額	958
法定福利費引当金の増減額	848
退職給与引当金の増減額	0
固定資産除却額(特損)	0
長期前受金戻入額	△ 47, 489
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	27, 666
未収金の増減額(△は増加)	△ 485, 098
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 6, 437
未払金の増減額(△は減少)	26, 538
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 7, 516
小計	<u>137, 435</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 27, 666
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>109, 770</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 650, 359
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 15, 600
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	469, 593
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 196, 366</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	263, 200
長期借入金の返済による支出	△ 424, 578
一般会計からの出資金による収入	177, 878
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>16, 500</u>
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 70, 096
5 現金及び現金同等物の期首残高	<u>1, 062, 138</u>
6 現金及び現金同等物の期末残高	<u>992, 042</u>

令和3年度 八雲町病院事業(総合病院)会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	105,372
ロ 建物	8,099,493
同上減価償却累計額	△2,453,177
ハ 構築物	370,744
同上減価償却累計額	△271,396
ニ 器械器具備品	2,567,236
同上減価償却累計額	△1,995,672
ホ 車両	32,897
同上減価償却累計額	△25,560
ヘ 建設仮勘定	0
有形固定資産合計	6,429,937

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権	1,552
無形固定資産合計	1,552

(3) 投資その他の資産

イ 長期貸付金	109,545
ロ 長期貸付金貸倒引当金	
ハ 長期前払消費税	69,434
投資合計	178,979
固定資産合計	6,610,468

2 流動資産

(1) 現金預金

992,042

(2) 未収金

607,581

(3) 未収金貸倒引当金

△2,909

(4) 貯蔵品

39,284

(5) その他流動資産

0

流動資産合計

1,635,998

資産合計

8,246,466

(単位：千円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,682,930
ロ その他の企業債	802,571
企 業 債 合 計	<hr/>
(2) 引 当 金	5,485,501
イ 退職給与引当金	399,657
引 当 金 合 計	<hr/> 399,657
(3) その他の固定負債	3,000
固定負債合計	<hr/> 5,888,158

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	360,278
ロ その他の企業債	130,359
企 業 債 合 計	<hr/> 490,637
(3) 未 払 金	233,688
(4) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	
ロ 賞 与 引 当 金	149,806
ハ 法定福利費引当金	29,516
引 当 金 合 計	<hr/> 179,322
(5) その他の流動負債	45,390
流動負債合計	<hr/> 949,037

5 緑 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金

ロ 受贈財産評価額

長 期 前 受 金 合 計

(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

イ 補 助 金

ロ 受贈財産評価額

長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 合 計

緑 延 収 益 合 計

負 債 合 計

資 本 の 部

6 資 本 金

5,681,263

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 補 助 金

ロ 寄 附 金

ハ その他の資本剰余金

資本剰余金合計

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 处 理 欠 損 金

未 处 理 欠 損 金 合 計

剩 余 金 合 計

資 本 合 計

負 債 資 本 合 計



報告第 1 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和2年度決算に関する書類

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

1 事業概要

株式会社青年舎は、八雲町の農業分野における人材の確保と育成を目的として令和元年6月に町、農協、地域の生産者が出資して設立しました。令和2年度については、国の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」(畜産クラスター施設整備事業)並びに町補助金により、搾乳ロボット牛舎や省力化機械の導入と研修施設を備えた施設整備事業に取り組んできました。

2 会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和3年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現 金 及 び 預 金	798,636,864	未 払 金	169,404,186
仕 挂 品	415,957,602	預 り 金	47,419,065
未 収 入 金	47,466,401	仮 受 金	143,241
前 払 費 用	1,370,000	未 払 法 人 税 等	121,635,880
未 収 還 付 法 人 税 等	5,775,000		206,000
未 収 消 費 税 等	78	【固定負債】	1,138,585,000
	328,067,783	長 期 未 払 金	12,474,000
【固定資産】		長 期 借 入 金	1,126,111,000
【有形固定資産】		負債の部合計	1,307,989,186
建 物 附 属 設 備 物	486,816,147	純資産の部	
建 物	18,332,518	【株主資本】	-11,275,899
構 築	5,642,925	資 本 金	25,000,000
機 械	146,178,165	利 益 剰 余 金	-36,275,899
車両 運 搬 具	96,142,133	そ の 他 利 益 剰 余 金	-36,275,899
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,471,179	繰 越 利 益 剰 余 金	-36,275,899
土 乳 牛	1,880,557		
建 設 仮 勘 定	41,733,686		
育 成 仮 勘 定	8,357,860		
【投資その他の資産】			
出 資 金	122,299,742		
【繰延資産】			
創 立 費	37,777,382		
そ の 他 繰 延 資 産	305,000		
開 業 費	9,483,023		
	10,955,276	純資産の部合計	-11,275,899
	461,006		
	1,011,247	負債及び純資産合計	1,296,713,287
資産の部合計	1,296,713,287		

損益計算書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
【売上高】	
牧草等販売高	976,591
作業受託収入	1,584,000
売上高合計	2,560,591
【売上原価】	
当期製品製造原価	13,837,122
売上原価	13,837,122
売上総利益金額	-11,276,531
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	22,999,468
営業利益金額	-34,275,999
【営業外収益】	
受取利息	12,931
受取家畜共済金	7,155
雑収入	278,170
営業外収益合計	298,256
【営業外費用】	
支払利息	2,159,208
営業外費用合計	2,159,208
経常利益金額	-36,136,951
【特別利益】	
国庫補助金収入	2,889,081,520
特別利益合計	2,889,081,520
【特別損失】	
固定資産圧縮損	2,889,014,468
特別損失合計	2,889,014,468
税引前当期純利益	-36,069,899
法人税、住民税及び事業税	206,000
当期純利益金額	-36,275,899

令和3年度事業の計画に関する書類

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月 31日

1 事業計画

株式会社青年舎は、経営の分業化・省力化による搾乳に特化した酪農経営体を構成し、飼養管理技術の向上や地域営農システムを活用した生産構造の転換による飼養頭数の増頭・確保により、今後、全国から新規就農希望者を募り、道南一体の担い手確保と生産基盤の維持・拡大を目指し、八雲町における酪農モデルの役割を担うことを目的としており、これを達成すべく、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

(1) 各事業の推進方法

- ア 飼養管理の省力化・分業化による労働負担の軽減
 - ・搾乳ロボット等の導入やコントラクターへの外注により、業務効率を高め収益性を確保
- イ 新規就農者の確保と担い手の育成
 - ・新規就農者の人材育成と確保を目的とした研修施設
 - ・基礎及び経営の実践研修等、新規就農に向けたきめ細かな研修の実施
 - ・関係機関が新規就農者を総合的にバックアップする支援体制を構築
- ウ 育成預託事業
 - ・町営育成牧場の活用による通年預託の実現

報告第 2 号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和2年度決算に関する書類

自 令和2年7月7日
至 令和3年3月31日

1 事業概要

株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保・育成を目的として令和2年7月に、八雲町、八雲商工会などが出資して設立。令和2年8月より八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を受託し、その結果46社／8,038千円の受託手数料を収入源とし、事業活動を行った結果、1,994千円の当期純利益となった。

令和2年10月より八雲町から指定管理者の指定を受け、八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、客数の減少が年間を通して影響したため、その結果、2,551千円の当期純損失となった。

連結決算においては、木蓮の企業版ふるさと納税の収入実績があったが、「丘の駅」の売上減少が大きく影響したため、555千円の当期純損失金額となった。

2 会計に関する事項

決算の状況

貸借対照表

令和3年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	31,341,394	【流動負債】	5,909,337
現 金 及 び 預 金	19,400,910	買 掛 金	1,665,641
売 手 掛 金	783,039	未 払 金	1,360,048
未 収 入 金	479,700	未 払 法 人 税 等	137,300
有 働 価 証	7,900,000	未 払 消 費 税 等	309,200
商 品	2,777,745	預 り 金	2,437,148
【固定資産】	1,472,405	負 債 の 部 合 計	5,909,337
【有形固定資産】	1,472,405	純資産の部	
建 物 付 属 設 備 品	746,302	【株主資本】	26,904,462
器 具 備 品	726,103	資 本 金	27,460,000
資産の部合計	32,813,799	利 益 剰 余 金	-555,538
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-555,538
		繰 越 利 益 剰 余 金	-555,538
		(うち当期純損失金額)	555,538
		純資産の部合計	26,904,462
		負債及び純資産合計	32,813,799

損益計算書

自 令和2年7月 7日
至 令和3年3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
【売上高】	
ふるさと納税手数料	8,038,800
丘の駅物産販売	15,331,998
受託販売手数料	1,031,847
売 上 高 合 計	24,402,645
【売上原価】	
商品仕入高	14,003,125
合 計	14,003,125
期末商品棚卸高	2,777,745
売 上 原 価	11,225,380
売 上 総 利 益 金 額	13,177,265
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	13,668,447
營 業 損 失 金 額	491,182
【営業外収益】	
受 取 利 息	90
雜 収 入	72,854
營 業 外 収 益 合 計	72,944
經 常 損 失 金 額	418,238
税引前当期純損失金額	418,238
法 人 税 等	137,300
當 期 純 損 失 金 額	555,538

令和3年度事業の計画に関する書類

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月 31日

1 事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき事業展開してまいります。

(1) 各部門の事業展開

ア 木蓮部門（本体）

・「創業」・「事業承継」・「就業」へつなげる人材育成の事業を中心として活動し、町内事業者同士の意見交換会及び起業家・大学講師などを迎えた講習会を実施する。

イ 丘の駅部門

・店舗全体の利益貢献となるアイテムの分析及び一般管理費等の経費に係る見直しを実施し、効率改善を目指した店舗運営を行う。

ウ 観光・交流促進部門

・旧大関小学校を活用したテレワーク事業の準備やキャンプ事業を計画し、観光・交流の促進を図っていく。次年度以降の本格的営業を目指して具体的な手法を確立するために準備活動をしていく。

諮詢第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	* * * * * *

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 1 号

令和 2 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 2 号

令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 3 号

令和 2 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 4 号

令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 5 号

令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 6 号

令和 2 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 7 号

令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 8 号

令和 2 年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 9 号

令和 2 年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

